

みどりの少年団育成事業補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、緑の知識を身につけ緑を愛護する情操豊かな人間となることを目的とするみどりの少年団の組織活動に対して交付する補助金について定める。

(みどりの少年団の組織及び活動内容)

第2条 前条の「みどりの少年団」は、次のような組織及び活動内容をもつ。

(1) 組 織

緑に関心を持つ小学生及び中学生を対象とする。

(2) 活動内容

自主的な野外活動、学習活動及び奉仕活動を行なう。

(補助の対象となる活動費)

第3条 補助の対象となる活動費は、4月1日から翌年3月31日までに行なわれるものであって、その範囲は次の通りとする。

(1) 行事にかかる交通費

(2) 学習会等の講師謝礼

(3) 団員及び指導者の傷害保険料

(4) 活動にかかる資材費

(5) 学習資料等の印刷製本費

(6) 団服にかかる経費

(補助金)

第4条 前条の活動費に対する補助金の額は予算の範囲内において、市長がその額を定める。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業施行理由

(2) 事業計画概要

(3) 事業施行効果

(4) 事業予算額調

(補助金交付決定)

第6条 市長は前条の申請を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは補助金の交付決定をするものとする。この場合において補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは条件を付するものとする。

2 市長は前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、その内容及び条件を補助金の交付を申請した団体に通知する。

(完了期限)

第7条 補助事業は、3月31日までに補助事業を完了しなければならない。

(完了報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは速やかに補助事業等完了報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績及び効果

(2) 決算額調

(3) 支払い領収書の写

(4) 支払い領収書が得られないものについては、代表者の支払い証明書

(補助金額の確定)

第9条 市長は補助事業者から完了報告を受けたときは、その内容を審査し適当と認めるときは補助金の交付金額を確定する。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付は前条の規定により補助金額が確定した後、これを行なうものとする。

2 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し又は補助金の返還)

第11条 市長は、団体等が次の一に該当する場合は、補助金の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

(1) 法令、この要綱又は補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(2) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。

(3) 決定額が補助基本額に比べて減少したとき。

(4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関して不正の行為があったとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるほか必要な事項は、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号）によるものとする。

付 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

この要綱は平成20年4月1日から施行する。